

証券コード 7758

2022年2月21日

株主各位

東京都世田谷区池尻三丁目1番3号
株式会社セコニック
代表取締役社長 白土 清

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

決議事項

第1号議案

株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2022年3月18日を効力発生日として、当社株式330,000株を1株に併合することといたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は次のとおりであります。

第1号議案の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

以 上

株式併合及び単元株式数変更について

当社は、本総会において、2022年3月18日をもって当社株式330,000株を1株に併合し、単元株式数の定めを廃止することといたしました。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様の所有する当社株式の数に、当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である3,400円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。端数株式相当分の処分代金は、2022年6月中旬にお支払いすることを予定しております。

2. 主なスケジュール

- 2022年3月15日（予定） 当社株式の売買最終日
- 2022年3月16日（予定） 当社株式の上場廃止日
- 2022年3月17日（予定） 当社自己株式の消却
- 2022年3月18日（予定） 本株式併合の効力発生日
- 2022年6月中旬（予定） 端数株式相当分の処分代金のお支払い